

私は、2024年1月に外科術後病棟管理領域パッケージ(12区分15行為)を修了し、浜田医療センターの救命救急センターで特定看護師として勤務しています。

看護師が行う業務は、保健師助産師看護師法によって「療養上の世話又は診療の補助」と定められています。

医師による診療は、医師のみしか実施できない「絶対的医行為」と、看護師が「診療の補助」として実施することができる「相対的医行為」に分類されますが、従来は両者の境界が厳密には規定されていませんでした。そこで、相対的医行為のうち高レベルな行為を明確に区別し、「特定行為」として位置付けられています。

特定行為とは、21区分38行為であり、この行為を実践するための必要な高い知識と技術を指定機関で学び修了認定を受けた看護師のことを特定看護師といます。特定看護師の役割は、難易度の高い診療の補助業務を、医師があらかじめ作成する「手順書」という包括的指示のもと実践することです。入院でも在宅でも、医師の到着を待たず、患者さんの症状にあわせて必要な適切な処置ができる実践能力の高い看護師が増えると、症状が悪化せず、患者さんにとっても医療者にとってもメリットが大きいといえます。

私が修了した特定行為は表1に記載している12区分15行為です。

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更
	胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整

表1

入院するとADL(日常生活動作)が低下することはよく知られています。入院時から必要な治療を患者さんに提供し、タイムリーな治療を提供することで早期退院へつながり、ADLが低下するのを防ぐことができるのではないかと考えています。特定看護師として、治療の段階に応じて患者さん中心に多職種カンファレンスでも、各領域の専門家が力を発揮できるよう意見を聞き、患者さんの目標(治療・退院・リハビリテーション)を早期に達成できるよう考え行動しています。

タイムリーなケアの提供が可能に!

日々、特定行為研修で得た知識・技術を生かし、指導医から指導していただき病棟での勤務を行っています。当院の基本理念“医療を通じて「地域で生きる」を支援する”ことができるように、安全な医療を提供できるよう貢献していきたいと考えています。

